

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◆ 親からの借入れは要注意

Q：マイホームを建てようと思うのですが、資金が少し足りません。そこで、親から借入れしようと考えているのですが、親子間の金銭貸借は贈与税がかかると聞きました。本当でしょうか。

A：親子間の金銭貸借が事実であれば贈与税はかかりませんが、みせかけの借金とみなされると贈与税がかかります。

### 【解説】

親子間の金銭貸借がすべて贈与とみなされるわけではありません。それが真に金銭の貸借と認められるものであれば、もちろん贈与税は課税されません。

しかし、親子間においては、返す必要のないいわゆる「ある時払いの催促なし」とか、将来返せるようになったら返すといったような「出世払い」の貸借がよくあります。このようなものは、実質的には贈与と変わりがないので、贈与として取り扱われます。

みせかけの借金とみなされないように、親子であっても他人と同じように考えて、次の条件を整えておく必要があると思います。

- (1) 契約書を正しく作成する
- (2) その契約に従い返済を計画的に履行する
- (3) 返済額がその人の所得からして不相当でない
- (4) 返済するときは銀行等の金融機関を通すなど、第三者に分かるような記録を残す

なお、親から住宅資金の援助を受けた場合には、住宅取得資金の贈与の特例の適用があります。これを活用するのも一つの方法です。

